

深夜アニメ「School Days」と「ひぐらしのなく頃に解」の放送中止に関する一考察
—「自主規制」と「有害」および「連想」のリアリティ—

田中 智仁*

1.序論—研究の目的と背景

2007年9月に、深夜アニメとして放送されていた「School Days」と「ひぐらしのなく頃に解」という2作品が、放送局側の自主規制として放送中止になった。その理由として多数を占めたのが、放送期間中に発生した殺害事件の「影響に配慮」というものであった。さらに、一部の情報番組において、同事件との関連性を示唆する報道が行なわれた。報道では作品名を挙げ、特定の描写と同事件との類似性を強調した上、「事件にこの作品が関連」と示唆している。

しかし、事件の「影響に配慮」という理由は具体性を欠いており、放送中止の説明として明確であるとはいえない。また、2作品と事件との関連性が示唆されたものの、その「関連性」は実証されていない。つまり、2作品とも、具体性および実証性の欠如した「理由」によって放送中止になったといわざるを得ないのである。

また、放送中止の理由として、「青少年への配慮を考えざるをえない」と表明した放送局もある。「青少年への配慮」は、2作品が青少年に「有害」であり、「健全な育成に悪影響」を及ぼすとする論理に由来していると考えられる。特定のメディアおよび作品が青少年に「有害」であるとみなされたり、犯罪との関連性が示唆された事例は枚挙に暇がない。青少年健全育成条例等においても、猥褻性もしくは残虐性の高い描写および情報が「有害情報」と定義され、「犯罪を誘発」する可能性があるとして、規制の対象とされている。しかし、社会病理学の先行研究では、そのような「有害」性や「関連」性は科学的妥当性を欠くとして否定されている（橋本健午,2002、福島章,1992、中河伸俊,1995）。

以上のように、2作品の放送中止の「理由」として表明された論理は、「事件との関連が疑われるアニメ作品であり、青少年に有害であり犯罪を誘発する可能性が否定できない」というものである。この度の放送中止においても、従来と同様に科学的妥当性の欠如した論理が「理由」とされている。そこで、本稿では、①2作品は青少年に「有害」だから自主規制が敷かれたのか、②事件の「影響に配慮」する意義とは何か、③アニメ作品と実在の事件との関連性が示唆される要因は何か、という3点を明らかにすることを目的とする。

本稿では、まず、放送中止の契機となった事件とマス・コミ側の対応に着目する。その上で、2作品の猥褻性と残虐性を内容分析によって明らかにする。そして、自主規制の意義と、実在の事件とアニメ作品との関連性が示唆される要因について考察していく。その上で、事件を「連想」させるリアリティが作品にあれば、科学的妥当性を確保することなく放送中止となる可能性について、社会病理学の観点から考察する。

* 東洋大学大学院社会学研究科社会学専攻博士後期課程

2. 京都父親殺害事件とマス・コミ側の対応

京都父親殺害事件（以下、引用箇所を除き「京都事件」と表記）とは、2007年9月18日未明に京都府京田辺市で少女（当時16歳）が警察官である父親を殺害した事件である¹⁾。少女は犯行5日前に自宅近くのホームセンターで斧（刃渡り11cm、柄約30cm）を購入し、自宅2階の寝室で就寝中の父親の首などを斧で数回切りつけ殺害した。少女は犯行後、母を起こして「お父さんを切った」と告げたという。傷は右首のほか顔面や左手にもあり、死因は失血死であった（『朝日新聞』2007年9月19日大阪版朝刊）。

京都家庭裁判所は2008年1月23日に少年審判を開き、生熊正子裁判長は原則として検察官に送致すべき事件であるとしながら、「特段の事情がある」として中等少年院送致の保護処分を決定した²⁾。凶器に斧を選んだのは「強い興味を持っていたギロチンからの連想」であったと報じられている（『朝日新聞』2008年1月24日大阪版朝刊）。

京都事件については、殺害方法の残虐性に注目が集まる半面、マス・コミ側の対応が大きな話題となった。マス・コミ側の対応は、①一部の情報番組において特定のアニメ作品と京都事件の関連性を示唆する報道を行ったこと、②関連性が指摘されたアニメ作品を一部の放送局が自主規制として放送中止にしたこと、に大別される。

まず、①について、「放送倫理・番組向上機構」（以下、「BPO」と表記）の青少年委員会に視聴者意見が相次いで寄せられた。その内容は、「アニメが事件と類似しているような番組内容だが、事実とは違う」、「事件とアニメの関連性が拡大され、このアニメが放送中止になったことに憤りを感じる」といったものである。この件について2007年10月と11月に開催された委員会では、「視聴者意見では、アニメが放送中止となったのは、情報番組で取り上げたためのように言っているが、（中略）むしろ中止されたアニメが青少年に影響あるのかどうかを問題にすべきだ」、「事件との関連の有無は別にして、自主的に放送を中止したということは、表現の自由を自ら放棄しているのではないか」といった審議が行われた。つまり、情報番組の報道内容とアニメ番組との関連性については問題にすべきではなく、「青少年への影響」や「表現の自由」について問題にすべきであるとする見解が示されたのである³⁾。

京都事件から6日後の9月24日深夜、長野県上伊那郡で15歳の少年が斧で父親を殴打し、負傷させた事件が発生した。この事件では、逮捕された少年が「京都で少女が父親を殺した事件を見て斧を凶器に選んだ」と供述している。この供述から、アニメ番組と京都事件の関連性よりも、情報番組による影響の方が重要なのではないかとする視聴者意見も寄せられた（放送倫理・番組向上機構, 2007:15）。また、9月28日には香川県の私立校で、15歳の男子生徒が同級生の男子生徒を鉈で切りつける事件が発生した。しかし、この事件では2作品と事件との関連性は示唆されていない。

以上のように、BPOおよび後続の事件では、事件報道と事件の関連性や、アニメによる青少年一般への影響を実証すべきであると指摘されるにとどまっている。これまでは青少年健全育成条例等において多くの書籍や映像作品が「有害」と指摘され、規制の対象となったのに対し、このケースではむしろ関連性の示唆自体を疑問視する動向がみられるのである。

そこで注目されるのは、②である。「School Days」については、CS放送であるAT-Xを除く地上波全局（チバテレビ、テレビ神奈川、テレビ大阪、テレビ埼玉、テレビ愛知）が最終回第12話の放送を自粛し、これをもって打ち切りとなった。テレビ大阪は、「事件の直後で刺激的な場面の放送は避けるべきと判断した」、「（筆者注：女子高生が刃物で切りつける場面について）事件とそれほど類似しているわけではないが不穏な表現だ」（同社編集部）とした（『産経新聞』2007年9月20日大阪版夕刊、『読売新聞』2007年9月21日大阪版朝刊）。テレビ神奈川は、「最終回では、女子高生による暴力シーンがあり、血の色を赤でなく黒にするなど表現上、最大限の配慮をしていたが、京都の事件の直後でもあり、影響を考慮して休止を決めた。視聴者の皆さんにはご理解いただきたい」と表明した⁴⁾。

一方、「ひぐらしのなく頃に解」については放送を打ち切りにした局と、措置を施した上で放送を継続した局とに二分される。東海テレビは9月20日の第12話の放送を中止し、その後正式に打ち切りを決定した。テレビ埼玉は第12話を放送したが、香川県の事件を受けて、10月1日の第13話放送をもって打ち切りとした。打ち切りとしたのは以上の2局であるが、放送を継続した各局も以下のように対応した。

まず、KBS京都は、「少女が凶器を持っている場面があり、不快に思われる視聴者がいる可能性を考慮して判断した」として第12話の放送を1週延期し、翌週には放送を再開した。KBS京都の場合、京都事件の地元放送局であったことから、放送継続局の中でも慎重な対応をしたと考えられる。他局（テレビ神奈川、チバテレビ、サンテレビ、AT-X）も第12話以降、オープニングアニメーションに登場する血液の付着した鉋の描写をゴミ山の映像に差し替えた。また本編中でも、第12話の回想シーンの一部（斧および鉋の描写）が他の映像に差し替えられた。また、放送を打ち切った局の視聴者に対し、当初は有料配信を行っていたインターネット動画配信サイトが無料配信を行うことで救済措置とした。

「School Days」と「ひぐらしのなく頃に解」の2作品を放送中止としたテレビ埼玉の井上正一編成局長（肩書は当時）は、「深夜とはいえ、アニメは青少年への配慮を考えざるをえない」とした上で、「社会的な常識に照らしながら、歯止めを設けたい」と述べている（『朝日新聞』2007年10月26日朝刊）⁵⁾。「School Days」について他局は京都事件との関連を念頭において放送中止の判断を下したのに対し、テレビ埼玉は「青少年への配慮」を念頭においた見解を表明している。

一方、2作品とも、地上波での放送に懸念を抱いていたのは製作者側であった。「School Days」の製作プロデューサーである中川忍は、「バッドエンドの内容を聞いたときには、本当に映像化できるのかな？と心配しました」、「僕も脚本を読んだ段階で怖くて、（中略）各方面から途中でストップがかかるのではないかと……といった心配もありました」と述べている（ランアンドガン編,2007:74）。脚本担当の秋月ひろは、「私自身、脚本執筆時に気分が悪くなりました」と述べている（ランアンドガン編,2007:76）。このように、製作者側においても映像化についての懸念や生理的嫌悪感を抱いた者がいた。また、シリーズ構成・脚本担当の上江洲誠は、「自分に子供がいたら絶対に観せたくないですね」と述べている（ランアンドガン編,2007:66）。上江洲においては、「子供への悪影響」を自覚して制作したといえる。

「ひぐらしのなく頃に」については、アニメ制作を企画した株式会社フロンティアワークスが、「残虐描写があるためキー局で放送するのは難しい」と考えながらも、「ユーザーに真意は伝わる」と地方局の深夜枠での製作を決定した経緯がある（『まんたんブロード』2008年6月号9面）。残虐性の高い描写が多いことについて、「社会情勢的に配慮されました？」との問いに対して脚本担当の中瀬理香は、「これはまずいんじゃないかってところはけっこうありましたね（中略）血もいっぱい出るし、頭を叩き潰すとか喉の切り口を見せたりとか、あと拷問のシーンもあるんですけど、どこまで出来るか」と述べている（坂本章編,2006:94）。

青少年健全育成条例の多くは、「性的感情を刺激し」または「粗暴性（残虐性）を助長」するものについて業者の自主規制を求めるとともに、それが著しいものを有害物品と指定することになっている（江橋崇,1981:149、藤本哲也,1991:44）。実際に、青少年に「有害」とあるという理由により、一部の映画、図書、コミック等が規制の対象とされてきた。2008年6月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（通称、「青少年インターネット規制法」）が制定された。同法では第2条第4項において、「青少年有害情報」として、「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」と「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」が挙げられている。猥褻性および残虐性の高い描写や情報が、「有害」な情報として規制の対象とされる傾向には変化がみられない。

その中で、深夜アニメについては、2008年9月現在で「有害」な作品に指定された前例がない。他の多くのメディアおよび作品が規制の対象とされてきたことを鑑みれば異例ともいえる。それ故、実際に放送中止になり、製作者側でさえもその懸念を抱いていた2作品の内容は、どのようなものであったのだろうか。以下に作品の概要を示した上で、内容分析によって明らかにしたい。

3.2 作品の作品概要と内容分析

3-1.2 作品の作品概要

本稿で取り上げる2作品は、いずれもPCゲームを原作とするシリーズのアニメ化である。「School Days」は神奈川県相模原市をモデルとする「原巳浜」を舞台として、高校生同士が複雑な恋愛関係を展開する内容である。舞台のモデルとしては、他に埼玉県さいたま市や東京都国分寺市がある。PCゲームとDVDプレイヤーズゲームでは18歳未満禁止（=R-18指定）、プレイステーション2では「特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構」（以下、「CERO」と表記）の15歳以上対象（=C基準）とされた。また、テレビアニメはAT-Xが、「シリーズ後半の内容を考慮」した上で、第9話から15歳未満の視聴年齢制限を敷いた。

「ひぐらしのなく頃に解」は、「ひぐらしのなく頃に」を原作とするシリーズの第二部である。同原作はドラマCD、漫画、テレビアニメ、小説、実写映画作品とメディアミックス展開されているが、いずれもR指定およびCERO基準は採用されていない。テレビアニメ「ひぐらしのなく頃に」は全26話6編で構成され、「出題編」として位置づけられる。

その内容は、岐阜県大野郡白川村をモデルとする「雛見沢村」で発生する連続怪死事件に小中学生男女が対峙するものである。「ひぐらしのなく頃に解」は全24話3編で構成される「解答編」として位置づけられ、連続怪死事件の真相に迫る内容となっている⁶⁾。この「出題編」と「解答編」の位置づけは、原作と同様である。京都事件および後続事件を受けて自主規制の対象となったのは、「解答編」の第12話および第13話以降である。連続怪死事件と対峙した「出題編」は、2006年4月から9月にかけて全話放送された。

各編はパラレルワールドになっており、他編の内容が回想されることも多い。それ故、自主規制対象となった「ひぐらしのなく頃に解」のみを内容分析の対象とすれば、作品のパラレル性が損なわれ、描写のコーディングおよびその解釈を歪曲させる可能性がある。そこで、「ひぐらしのなく頃に」と「ひぐらしのなく頃に解」を2項に分割し、両者を内容分析の対象とする。

3-2. 「School Days」の内容分析および考察

第12話の殺害シーンは、三角関係のもつれにより女子高生Aが主人公の男子高生Bを殺害するシーン（包丁で腹部を刺し、倒れたところを馬乗りになり滅多刺にする）と、女子高生Cが鉈でAを刺殺するシーンを指す。また、CはBの遺体頭部を切り取り、鞆に入れて持ち運び、Aの殺害直前にAに見せつける。その上、Aを殺害した後にAの腹部を切り裂いている。そして、最後には自家のボート上にて横たわり、Bの頭部を抱擁するシーンがある。以上のように、自主規制の対象となった第12話は残虐性の高い描写が目立つ。ただし、血液の色を黒にしたり、遺体切断を間接描写にするといった配慮が施されている。

話数	性行為	猥褻性コーディング									残虐性コーディング		
		接吻	抱擁	セクハラ	パンチラ・ブラチラ	裸体・入浴・下着・水着	胸揉	臀部・胸部アップ	手つなぎ・腕組み	その他	多重人格・引きこもり	殺害	
1		1				1				11(盗撮)			
2		2				1	1			2			
3		2	2			1	3		2	1			
4		1	2	1		4	3	3	2	11(押倒し)			
5	1	2	2	2			28			7			
6		6	4	2			1		1	1			
7		2					2	1	1	1(スケッチ)		1	
8		2		1			1		2	11(押倒し)		1	
9	1	2	1	3			1			31(押倒し)			
10	5	7	1				3			2(盗撮1, 押し倒し1)		2	
11	6	2	1			3	6	1	2			14	
12	1	10	4	1				1		2(遺体切断)		9	2
合計	14	39	17	10	9	50	7	10	21		27	2	

表1. 「School Days」内容分析結果

しかしながら、表1のように、第12話以外に殺害および遺体損壊のシーンは皆無である。人間関係の綻れから多重人格⁷⁾や引きこもりに陥るシーンが第7話以降にみられるようになり、その結末として殺害がある。多重人格および引きこもりのシーンは27回あり、第11話に14回、第12話に9回となっている。つまり、「猟奇的」と捉えられる描写は第

11話と第12話に集中しているのである。

一方、全12話に広くみられるのは性的描写である⁸⁾。まず、全12話すべてに登場する「接吻」は39回あった。特に第6話に6回、第10話に7回と集中している。最も多いのは「裸体・風呂あがり・入浴・着替え・下着姿・水着姿」であり、50回あった⁹⁾。手をつなぐ・腕を組むシーンを「手つなぎ・腕組み」と表記し、21回あった¹⁰⁾。抱擁の描写は17回あり、第6話と第12話に4回ずつ集中するが、突出した集中はみられない。また、臀部および太腿に悪戯として触れる描写を「セク・ハラ」として10回、乳房を愛撫する描写を「胸揉」として7回、臀部および胸部をクローズアップによって強調したシーンは10回あった。さらに、装着状態の女性下着が垣間見られる描写は9回あり、「パンチラ・ブラチラ」と表記している¹¹⁾。

性行為は14回あり、第10話に5回、第11話に6回が集中する。ただし、性行為については性器挿入および体位が直接描写されたシーンは皆無である。第5話においてベッド上にて正常位による性交が行われていると連想されるシーンがあるが、これも間接描写にとどまっている。ただし、息遣い等により性行為の状況が描写されている。

以上のように、「School Days」は猥褻性の高い間接描写を主体としながらストーリーが展開され、その結末として残虐性の高い描写に至る構成である。換言すれば、残虐性の高さは結末のみに集約され、それ以外は猥褻性の高さが散在するといえる。それゆえ、表1のコーディングも残虐性コーディングが「多重人格・引きこもり」と「殺害」とどまるのに対し、猥褻性コーディングが多い結果となった。

3-3. 「ひぐらしのなく頃に」の内容分析

既述の通り、「ひぐらしのなく頃に」は全26話が6編で構成され、各編はパラレルワールドになっている。それ故、同一事象が複数回登場したり、同一描写が回想シーンで複数回登場するケースが多い。表2と表3は描写の登場回数を示しており、他殺および傷害等の発生件数を示すものではない¹²⁾。

まず、「他殺」は撲殺、死体遺棄、転落死、刺殺に分けている。撲殺は金属バット、鉄パイプ、鉈のいずれかを用いて殺害する描写で、10回あった。死体遺棄は撲殺後の遺体を隠蔽および切断する描写で、5回あった。転落死は崖もしくは吊橋から転落して死亡するもので、4回あった。刺殺は包丁を用いて殺害するもので、2回あった。撲殺と刺殺では血飛沫および血溜が描写されている。

「自殺」については、喉を掻き裂って引き裂く描写と頭部を包丁で突く描写が2回ずつあり、計4回あった。ここでも血飛沫および血溜が描写されている。

「遺体描写」は他殺と自殺の区別なく、遺体が描写された回数を示しており、24回あった。特に第9話の描写は手に釘が15本刺さり、内臓が露出した状態の腐乱死体であり、拷問を連想させるものであった。

「傷害」は刺傷、殴打、薬物注射、スタンガン、その他に分けている。刺傷は23回あり、第21話に21回が集中している。また、血飛沫および血溜が描写されている。殴打は金属バット、鉈、石を用いて頭部もしくは顔面に傷害を与えた描写で、7回あった。殴打

では流血はあるものの激しい出血はない。薬物注射は注射器使用により薬物を投与して傷害を与える描写で、4回あった。スタンガン使用により傷害を与える描写は6回あり、第19話から第21話にかけて集中している。その他は登場頻度の低いもので、轢逃げ未遂が1回、扉に指を挟み負傷させるのが1回、発砲が1回、首絞めが2回、食品に裁縫針混入が2回、鞭で遺体を損傷するのが1回、催涙ガスにより目を眩ませるのが1回となっている。

話数	編成	他殺				自殺	遺体描写	傷害					
		撲殺	死体遺棄	転落死	刺殺			刺傷	殴打	薬物注射	スタンガン	その他	
1			1										
2						1	3						
3	鬼隠し編												轢逃げ未遂1、 食品に裁縫針1 扉に指を挟む1
4		1				1	3			1	1		
5					1	1							
6	線流し編												
7							1						
8		1		1			1	1	1				
9				1			1						
10													
11	崇殺し編	1	1				1						
12		1	1										
13		1		1			1						
14	暇潰し編												
15							2						発砲1
16													
17		1					1						
18	目明し編												首絞め1
19													3鞭で遺体損傷1
20						1	2		1	1			1催涙ガス
21				1	1		3	21	2				2
22							1						
23	罪滅ばし編	2	2				2	1	1				首絞め1
24			1				1						
25		1					1			2			食品に裁縫針1
26									1				
合計		10	5	4	2	4	24	23	7	4	6		

表 2. 「ひぐらしのなく頃に」内容分析結果（その1）

「多重人格」は頻出する描写であり、77回あった。これは登場人物が豹変して猟奇的行為に出るものもあれば、平静なまま別人格を発露させるものもある。「攻撃」は6回あり、その内訳は殴る、蹴る、物を投げつけるといった暴行であるが、負傷するに至らない描写である。「虐待」はすべて身体的虐待で、3回あった。「幻覚」は手首もしくは喉の傷口から蛆虫が湧き出る描写で、4回あった。「拷問」は爪はぎ、監禁、内臓を吊り出すといった描写で、9回あった。「鉈描写」は鉈を振り翳す、もしくは持ち歩く描写で、9回あった¹³⁾。「器物破損」は金属バット、斧、鉈等を用いて校舎の窓ガラスや家屋の襖等を破損する描写であり、6回あった。

「性的描写」は7回あるが、性器および性行為の直接描写は皆無である。内訳は腕を組む、パンチラ、入浴（乳房、臀部等の直接描写は皆無）といった描写であるが、猥褻性は極めて低度なものであった。つまり、「露骨な性描写」と指摘される可能性の高い描写は皆無である。

登場回数の少ない描写は「その他」とした。その内訳は、焼死が1回、頸椎損傷による出血死が1回、児童誘拐が1回、ナイフを突き立てる描写が1回、失禁が1回、美人局が2回、嘔吐が3回、リストカットが1回である。また、第26話では、学校に籠城して時

限発火装置を設置し、ガソリンを撒いてライターを点火するシーンがある。その後、金属バットと鉈を用いて対決するシーンがあり、その結末として少女が少年に馬乗りになり、鉈を振り上げるシーンに至るが、殺傷には至らない。

最後に、描写がなく話題のみにとどまるシーンもある¹⁴⁾。

以上のように、「ひぐらしのなく頃に」は全26話を通して凶器や殺傷および暴行の描写が多く、血飛沫や血溜も露骨に描写されている。それ故、猥褻性については極めて低度であるが、残虐性の高い作品であるといえる。

話数	編成	多重人格	攻撃	虐待	幻覚	拷問	銃描写	器物破損	性的描写	その他
				身体的虐待						
1	鬼隠し編	1					1			
2		2					1			
3		4								
4		15					1	1		
5	綿流し編	1							1	
6		2				1			焼死1、首から出血死1	
7		3							1	
8		6					1		1	
9	祟殺し編	2								
10				1						嘔吐1
11				1						嘔吐1
12		1								
13	暇潰し編	1		1				1		
14		1								児童誘拐1
15		2								
16		3	3							
17	目明し編					3				嘔吐1
18		2								
19		3				1				
20		5	1			2				ナイフ突き立て1
21	罪滅ぼし編	11				1				失禁1
22							1		3	美人局1
23		6	2							美人局1
24		1			1			1		リストカット1
25	26	4			2		2		1	
26		1			1		4	1		対決(金属バットと鉈)、時限発火装置を設置し、ガソリンをまいてライター点火、学校館滅(人質あり)
合計		77	6	3	4	9	9	6	7	

表3. 「ひぐらしのなく頃に」内容分析結果 (その2)

3-4. 「ひぐらしのなく頃に解」の内容分析

「ひぐらしのなく頃に解」は全24話が3編で構成されている。「ひぐらしのなく頃に」の引き続きとして、各編はパラレルワールドになっているため、同一事象が複数回登場したり、同一描写が回想として複数回登場するケースが多い。

まず、「他殺」は撲殺、射殺、転落死、その他に分けている。撲殺は金属バット、鉈、スコップ、つるはしのいずれかを用いて殺害する描写で、6回あった。射殺は7回あった。転落死は崖下もしくは井戸に突き落とすもので、5回あった。その他として、刺殺が1回、死体遺棄が2回あった。撲殺と刺殺では血飛沫および血溜が描写されている。

「自殺」は喉を掻き筆って引き裂く描写が2回あった。

「遺体描写」は他殺と自殺の区別なく、遺体が描写された回数を示しており、40回あった。

「傷害」はスタンガンとその他に分けている。スタンガンを用いて傷害を与える描写は

7回あった。その他は登場頻度の低いもので、薬物注射が1回、食品に裁縫針混入が2回、刺傷が1回、発砲が1回、吊橋もしくは階段からの転落が2回、顔面殴打が2回となっている。

「多重人格」は頻出する描写であり、96回あった。これは登場人物が豹変して猟奇的行為に出るものもあれば、平静なまま別人格を発露させるものもあるが、大多数を占めるのは後者である。「攻撃」は46回あり、その内訳は殴る、蹴る、護身術をかけるといった描写が多い。ただし、大多数を占めるのはアクション・シーンであり、残虐性の高い描写であるとはいえない。「虐待」はすべて身体的虐待で、16回あった。ただし、被虐待児童を救出する展開であり、登場人物が一丸となって打開策を見出す。「刃物描写」はナイフもしくは鉞の描写であり、6回あった。

話数	編成	他殺				自殺	遺体描写	傷害			
		撲殺	射殺	転落死	その他			殴打	スタンガン	その他	
1	(サイカイ)						2				
2											
3	巨醒し編										
4			1			1					
5			1				10			吊橋から転落1	
6	皆殺し編	1		2	刺殺1		7	2	1	薬物注射1	
7		2					3			階段で転落1、食品に裁縫針1	
8		1						2			
9											
10											
11							1				
12				3	1		1	6			食品に裁縫針1
13				2		死体遺棄1		3		6	
14	祭囃し編										
15										顔面殴打1	
16		1			死体遺棄1		8			顔面殴打1	
17				2							
18							1				
19											
20		1									刺傷1
21											
22											
23											
24										発砲1	
合計		6	7	5		2	40	4	7		

表 4. 「ひぐらしのなく頃に解」内容分析結果（その1）

「性的描写」は5回あるが、性器および性行為の直接描写は皆無である。「ひぐらしのなく頃に」と同様、「ひぐらしのなく頃に解」においても、猥褻性は極めて低度である。

「未成年者飲酒」は小学3年女兒が飲酒をする描写であるが、精神が成人に達しているという設定の登場人物によるものである。

登場回数のない描写は「その他」とした。その内訳は、薬物注射未遂が2回、籠城が1回、村八分が2回、精神的ショック症状が3回、血痕の付着した帽子が1回、誘拐殺人が1回、ロールシャッハテストが1回、嘔吐が1回、金属バットと鉞を用いた対決が2回、虐待によるPTSDが2回、機関銃乱射が1回、失禁が1回、血飛沫が2回、血痕が1回、幻覚が2回、器物破損が2回、毒ガス大量殺人が1回、バス衝突事故が1回、吐血が2回、家庭内不和が1回、暗殺（薬物による発作、偽装入水自殺）が2回、リストカットが1回、

機関銃をかざしたのが1回、タイヤに発砲され車両ごと崖下に転落したのが1回、銃撃戦が1回、発砲が2回であった。

以上のように、「ひぐらしのなく頃に解」は登場する描写が極めて多彩であり、コーディングも細分している。その理由は、過去の惨事を回想しながら、事態を打開するための試行錯誤を多岐に渡って実施しているからである。各登場人物が惨事を回避し、「明るい未来」を目指すための前進的展開が全24話に一貫しているといえる。第11話では、児童に対する身体的虐待が解決し、事態が大きく好転している。放送中止となった第12話および第13話以降も、それまでの惨事が大きく好転していく内容である。特に、第14話から第24話までの「祭囃し編」は、悪役の一团を撃破するための冒険物語的内容である。

話数	編成	多重人格	攻撃	虐待	刃物描写	性的描写	未成年者 飲酒	その他
1	(サイカイ)	3		身体的虐待	1			管城1、薬物注射未遂1
2	厄醒し編	1				2	1	
3		4						村八分1
4		6						
5		5			3			精神的ショック症状3、血痕付帽子1、誘拐殺人1
6	皆殺し編	7	1	1			1	ロールシャッパテスト1、嘔吐1、対決(金属バットと鉈)1
7		7	1				1	
8		9		1				1対決(金属バットと鉈)1
9		3			1			虐待によるPTSD2
10		1			1			
11				2	5		1	村八分1
12		17			1			機関銃乱射1、失禁1、血飛沫1、血痕1、幻覚1、器物破損1
13		7		9				毒ガス大量殺人1
14				1	2			バス衝突事故1、吐血1
15					3			吐血1
16	4				1	1	器物破損1	
17	3						家庭内不和1、暗殺2(薬物による発作、偽装入水自殺)	
18	3					1	リストカット1、幻覚1	
19	2							
20	3							
21	2		1					
22	5		20					薬物注射未遂1、機関銃をかざす1、車両タイヤに発砲され車両ごと崖下に転落1
23			11					銃撃戦1
24	4			2				発砲2
合計		96	46	16	6	5	4	

表5. 「ひぐらしのなく頃に解」内容分析結果 (その2)

特筆すべき点は、京都事件の直後に放送予定であった第12話および第13話には、京都事件を連想させるような刃物等の描写が1回もないことである。「School Days」については刺殺の描写が2回あることから、京都事件の「影響に配慮」して放送中止とする論理的整合性がある。しかし、「ひぐらしのなく頃に解」についてはそのような論理的整合性は認められない。つまり、京都事件を連想させるには程遠い内容であるといわざるを得ないのである。

4.2 作品の「有害」性と「自主規制」の意義

ここで、以上の内容分析の結果から得られた論点を整理する必要がある。まず、「School

Days」からは、①残虐性の高い描写は京都事件発生直後に放送予定であった第 12 話以外にみられないこと、②それ以外は猥褻性の高い間接描写が散在していること、③猥褻性の高い間接描写については全く規制の対象外とされていること、④テレビ埼玉以外は京都事件の影響のみに配慮して自主規制していることである。

次いで、「ひぐらしのなく頃に」および「ひぐらしのなく頃に解」からは、⑤猥褻性の高い描写ではなく残虐性の高い描写が大多数を占めていること、⑥「ひぐらしのなく頃に」については全く規制の対象外とされていること、⑦第 12 話および第 13 話において京都事件を連想させるような刃物等の描写はないこと、⑧第 13 話以降も事態が好転する展開であり、残虐性の高い描写が顕著に減少することである。

以上の 8 点について考察すると、以下ようになる。

まず、①②③について、青少年健全育成条例にみられるような、「性的感情を刺激」するような描写が全話に散在している。もちろん、いずれも性器および性交の直接描写がないことは重要視すべきであるが、同作品の猥褻性が規制の対象外とされたことも事実である。④のように、同作品の自主規制は京都事件の影響のみに配慮したものであり、結果的に「青少年への配慮」を表明したのは 1 局にとどまった。同作品がゲーム版および CS 放送において年齢制限が設けられたことを鑑みれば、地上波放送の基準は緩いといえる。

また、第 12 話の放送前に京都事件が発生していることから、同作品の影響により京都事件が引き起こされたとはいえない。加えて、後続の類似事件でも加害者である少年は同作の影響を示唆していない。つまり、同作品と京都事件および後続事件との関連性は認められないのである。

次いで⑤⑥について、「著しく粗暴性（残虐性）を助長」する可能性のある描写が規制対象にされることなく放送されたことは事実である。その内容は、青少年インターネット規制法が「青少年有害情報」として定めている、「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」に該当する可能性が高いと考えられる。もちろん、テレビアニメは同法の規制対象に該当せず、放送期間も同法成立前であるが、青少年に「有害」とされる可能性が高い描写が深夜アニメにおいて等閑視されてきたことは否めない¹⁵⁾。

そこで注目すべきなのは、⑦⑧と放送中止の意義である。京都事件との類似性が高い描写がなく、以降も残虐性の高い描写が減少することから、京都事件の「影響に配慮」という論理には整合性が認められない。いうまでもなく、一部の情報番組において示唆された、京都事件と同作品との関連性についても実証不可能といわざるを得ない。京都事件と同作品の関連性が実証できず、かつ、残虐性の高い描写が規制対象とされずに放送されたことから、同作品の放送中止には別途の意義があると考えられる。つまり、京都事件への「影響に配慮」したのではなく、また、「青少年への影響に配慮」したのでもない他の理由があるのだ。そこで、放送中止の措置を含む「自主規制」について考える必要がある。

片野利彦は「自主規制」について、「表現活動上の倫理的、あるいは法的な逸脱事例の発生が前提となり、これを問題視し、是正を求める勢力としての「社会的批判」と「公権力による圧力」の 2 つの要因が発生する中で、法的・公的な統制の持つ表現の自由への危険性からこれを回避するために、業界あるいは各事業者が「自主的」に何らかの規制措置

をとるという経過が共通してみられる」(片野,2008:33)と述べている。特に社会的批判や法的・公的な統制の対象とされやすいのは、猥褻性と残虐性である。

小関三平は猥褻性と残虐性について、「風俗的「規範」による規制と非難、「正統(オーソドキシイ)」からの蔑視や嫌悪の対象」(小関 1973:179)となるものであると述べている。猥褻性および残虐性の高い作品は、常に法的・公的な統制の対象とされる危険性を帯びているのである。そのような危険性を回避する方策が、「自主規制」であるといっても過言ではない。「自主規制」には、「法や社会の敵とされないために、「私は危害を加える側の人間ではない」ということを表明するてっとり早い方法は、取り締まる側と同じ立場に立つこと」(久保大,2006:253)という立場性の転換を含んでいるのである。

つまり、「自主規制」とは、表現および描写に対する社会的批判や公権力の圧力といった法的・公的な統制を回避するために、放送局等の事業者が取り締まる側の立場を示すための措置として行われるものであるといえる。

「School Days」は猥褻性と残虐性の高さの両面において、法的・公的な統制を受ける可能性を多分に含んでいた。また、「ひぐらしのなく頃に」も、残虐性の高さにおいて、法的・公的な統制を受ける可能性を多分に含んでいた。それらの表現および描写が可能であったことから、深夜アニメに過度な法的・公的な統制が及んでいなかったといえる。つまり、深夜アニメにおいては、「表現の自由」が高度に確保されていたのである。しかし、京都事件の発生を契機として、高度な「表現の自由」が法的・公的な統制により損なわれる可能性が出てきた。そこで、何らかの「自主規制」を課して取り締まる側の立場を示すことにより、法的・公的な統制を回避する必要性が生じたのである。2作品の放送中止は、放送局が取り締まる側の立場を示すための措置であり、京都事件はその措置を取るためのメルクマールになったと考えられるのだ。

5.境界の不明瞭化と「連想」のリアリティ

2作品の放送中止によって深夜アニメの「自主規制」が成立するには、深夜アニメの世界観にリアリティがなければならない。現実世界とかけ離れた仮想世界を舞台とする作品であれば、実在の事件を連想させる可能性は低く、「事件の影響を考慮」したり「青少年への配慮」を示すといった論理も成立しない。実在の事件と作品との関連性を示唆する論理には、「現実世界と仮想世界」の境界が不明瞭であることが前提となるのである。換言すれば、フィクションとノンフィクションが混然一体であるかのように捉えられなければ、実在の事件から特定の作品を「連想」というリアリティも生じることはないであろう。

この点について、2作品とも実在する市街および村落を舞台としていることから、描写にはリアリティがある。「School Days」は相模原を中心的な舞台とし、「ひぐらしのなく頃に」は白川村を舞台としている。これは地形だけでなく、具体的な建物の形状も詳細に描写されている。深夜アニメにおける舞台設定のリアリティは、2作品以外にも多く確認される。作品のファンが舞台のモデルとなった現地を訪れる「聖地巡礼」といわれる観光も、近年は稀ではない¹⁶⁾。それ故、作品中の逸脱行為と実際の日常生活との境界がより不明瞭なものとなる。

このような境界の不明瞭は、情報番組についても指摘されている。鮎川潤は、「ニュースショー番組やワイドショー番組が増加するにつれ、事実のイベント化、ショー化、娯楽化が進み、フィクションとノンフィクションの境界が曖昧化されつつある」（鮎川,1988:96）と述べ、フィクションとノンフィクションの境界が不明瞭になっている点を指摘している。

また、地上波放送と放送時間帯も境界が不明瞭である。地上波放送は視聴者の属性を問わない。テレビを作動することにより、誰もが視聴者となり得るのである。「School Days」はゲームとCS放送において年齢制限を設けたが、地上波放送においては同様の年齢制限は設定不可能である。それ故、視聴対象年齢未満の視聴者を排除することはできないのだ。地上波放送に年齢制限の境界は存在しない。

地上波放送の境界となり得るのは、放送時間帯である。ゴールデンタイムやプライムタイムと比べれば、深夜の放送時間帯は視聴率が低く、視聴者の属性も比較的限定されるであろう。これは「昼間」、「夜間」、「深夜」といった境界が成立することを前提としている。しかし、この時間的境界も不明瞭化の指摘を免れないものである。ライフスタイルの多様化が指摘され、24時間営業や深夜営業の店舗が増加する中で、時間帯の境界も確固たる境界ではない。この点について河合幹雄は、「夜をなくして、全て昼にしようという方向性がある」とし、「テレビ番組の場合、子供が深夜まで起きている結果、かつてなら夜の番組であるべき内容のものが昼に流されるようなこともおきている」述べている（河合,2004:186）。このように、時間帯の境界が不明瞭化することにより、テレビ番組と視聴者の属性も昼夜混合の様相を呈している。それ故、猥褻性および残虐性の高い深夜アニメにおいても、「影響を配慮すべき」といわれる青少年の視聴を排除できないのである。

そもそも、河合の論考における境界は、安全神話の構造を意味している。安全神話の構造は、犯罪を別世界の出来事と感じて安全神話を信じる人々と、犯罪に係る人々の間に境界があり、厳密に分け隔てられていることである。安全神話の崩壊とは、この境界の崩壊にはかならないという（河合,2004:185）。換言すれば、「安全神話とは、「ハレ」と「ケ」、つまり「非日常」と「日常」という境界によって、犯罪を非日常世界に閉じ込めることを基本構造としてきた」（河合,2004:273）のである。この指摘から、京都事件と2作品の「連想」のリアリティが生じていると考えられる。

本稿における境界の不明瞭化についてまとめると、①作品の舞台設定による現実世界と仮想世界の不明瞭、②情報番組によるフィクションとノンフィクションの不明瞭、③地上波放送による視聴年齢の不明瞭、④放送時間帯における昼夜の不明瞭という4点が挙げられる。①と②により、フィクションであるはずの2作品と実在（＝ノンフィクション）の京都事件との関連性が示唆されるのである。これにより、作品中の殺害事件および刃物等の描写が京都事件と関連づけられ、「事件に配慮」という論理が成立する。境界が明瞭であれば、フィクションとノンフィクションが渾然一体であるかのような指摘はリアリティをもたないのである。

また、京都事件自体も境界が不明瞭だということにも注目すべきである。京都事件は、別世界に属する「犯罪者」によるものではない。少女とその父親という日常世界の人々が、自宅という現実空間で殺害の当事者となった事件であった。特異な人々による別世界の出

来事ではないことから、リアリティが生じるのである。つまり、京都事件も2作品も、ともに境界が不明瞭であることから、両者のリアリティが直結し、「連想」されるのである。

また、③と④は青少年への「影響を配慮」という論理を成立させる。地上波放送であれ、深夜放送であれ、あらゆる視聴者を想定せざるを得ない。その中には、いうまでもなく「健全育成」の対象となるべき青少年が含まれている。換言すれば、地上波深夜放送であっても、青少年を「健全育成」するために、「影響を配慮」せざるを得ないのである。

6. 結論

青少年健全育成条例や青少年インターネット規制法にみられるように、猥褻性および残虐性の高い描写および情報は青少年に「有害」とされ、規制の対象にされてきた。

しかし、内容分析の結果から、「School Days」は最終回の残虐性のみに焦点が当てられ、大多数を占める猥褻性の高い描写については規制の対象外とされてきたことがわかった。また、「ひぐらしのなく頃に解」については、「ひぐらしのなく頃に」の大多数を占めた残虐性の高い描写が規制の対象外とされ、むしろ残虐性が低度な展開において自主規制が敷かれていたことがわかった。つまり、猥褻性および残虐性の高い描写の多くが規制の対象外とされていたのである。それ故、2作品の放送中止は、青少年に「有害」な作品に対する自主規制ではない。2作品の放送中止は、京都事件の「影響に配慮」する自主規制だったのである。

京都事件との関連性が示唆され、事件を「連想」させるアニメ作品の放送を継続することにより、社会的批判や法的・公的な統制を受ける可能性がある。そこで、放送局は「残虐性を助長」して「犯罪を誘発」する立場ではなく、それを「統制する側」としての立場を確保するために自主規制を敷く必要があった。そこで、京都事件の「影響に配慮」という表明を通じて、2作品を放送中止にすることにより、「統制する側」としての立場を明確にしたのである。

京都事件と2作品との関連性が示唆されるのは、境界が不明瞭であるが故に「連想」されるリアリティである。2作品はいずれも、作品の舞台と実在する現地、情報番組におけるフィクションとノンフィクション、地上波放送の視聴年齢、昼夜の放送時間帯、という点において境界が不明瞭であった。また、京都事件においても、別世界にあるはずの殺害事件が日常世界において発生することにより、別世界と日常世界の境界が不明瞭となる。つまり、京都事件においても、アニメ作品においても、別世界のものを分かť境界が不明瞭なのだ。それ故、本来は別世界にあるはずのアニメ作品と実在の事件が直結し、事件を「連想」させるリアリティを生じるのである。

7. 今後の課題

「自主規制」に論及する際、看過できないのは「表現の自由」をめぐる考察である。本稿ではBPOの委員会において「表現の自由」に関する意見が出されたにもかかわらず、十分な考察に至らなかった。本稿で提示した、「連想」のリアリティは、「自主規制」を肯定するものではなく、ましてや「有害」性を実証するものでもない。それ故、事件を「連

想」させる描写および情報が類似の犯罪を誘発するとはいえない。

しかし、地上波放送は視聴者の属性を限定せず、深夜時間帯の青少年の視聴を排除できないことから、青少年の「健全育成」に「悪影響を及ぼす」といわれる可能性がある。「自主規制」が問われる際には、「連想」のリアリティの高低にかかわらず、「表現の自由」が侵害されることのないよう精査が必要である。

注

1) 当事件の名称については、被害者である父親が京都府警南警察署勤務の警察官であったことから「京田辺警察官殺害事件」、殺害に使用された凶器が手斧であったことから「京都手斧殺害事件」などと呼ばれることもある。

2) 考慮された「特段の事情」とは、犯行当時に少女の資質上の問題と、家庭内の負因がいまって閉塞感を募らせたことが、少女の精神状態に相当程度の影響を与えたとするものである。ここでいう「特質上の問題」は、「こだわりが強い資質的な特性」と「潔癖を願う気持ちが強い性格」であり、犯行当時は強い抑鬱状態にあったとされる。「家庭内の負因」は父の女性関係であり、少女は「生理的な嫌悪感」を抱いていたとされる。

3) BPO 放送倫理・番組向上機構 http://www.bpo.gr.jp/youth/giji/giji_0710.html 2007年11月27日閲覧。

4) 毎日 jp

<http://mainichi.jp/enta/mantan/archive/news/2007/09/19/20070919mog00m200002000c.html> 2007年9月19日配信。

5) ちなみに、2007年10月から放送された深夜アニメ「こどものじかん」についても、三重テレビとテレビ埼玉は「子どもを性的に捉えた表現が見受けられる」として放送中止とした。これは北海道札幌市で小学校教頭による児童買春事件が発覚したことを受けての措置であった。その一方で、「特定の事件を連想させない」（チバテレビ）として放送した局もあったことから、放送局側の対応が二分した例として挙げられる。

6) 第1話は導入部であり、どの編成にも組み込まれていない。

7) ここでいう「多重人格」は同一の登場人物に異なる人格描写があること意味しているが、必ずしも精神医学上の「解離性同一性障害」を意味しない。これは「ひぐらしのなく頃に」および「ひぐらしのなく頃に解」においても同様である。

8) 性的描写については、地上波放送であることに配慮して表現をひかえめにしたシーンもある。例えば、第4話の入浴シーンで乳房を持ち上げるシーンがあったが、地上波放送では不適切と判断した結果、乳房に触れるだけになった（ランアンドガン編,2007:77）。

9) これは肌の露出が多く、かつストーリー上で性的描写に繋がるものを対象としてコーディングしている。ただし、28回と集中している第5話は登場人物6人（男性2人、女性4人）がプールに行くもので、水着姿の描写が多くなっている。その上で、過度にボディラインを強調したものや、乳房の膨らみを強調したものをコーディング対象とした。

10) 性的描写として身体を寄せ合うシーンをコーディング対象とした。

11) 「パンチラ」はショーツ（通称「パンティー」および「パンツ」）を対象とし、「ブラチラ」はブラジャーを対象としているが、いずれも「女性下着」として同一コーディングとした。

12) コーディングの項目数が多く、表が横長になったことから、2表に分けている。「ひぐらしのなく頃に解」の表4と表5も同様の理由による。

13) 鉈を保持する登場人物は「竜宮レナ」という女子中学生であり、少女による刃物を用いた殺傷事件の際に「事件を連想させる」と指摘されることの多い描写である。

14) 例えば、虐待については、被虐待児童本人が虐待を認めないために、児童福祉法に適用できず、児童相談所介入による解決が困難となっている話題がある。これは描写がないことから虐待にコーディングしていない。他に、少年がモデルガンを使用して連続児童襲撃

事件を起こし、少年法で保護された結果、示談金を積んで保護観察処分となった話題などがある。

15) 例えば、2005年に放送された深夜アニメ「エルフィンリート」は、残虐性の高い直接描写が多いことから、幾重の修正および削除が行われた。それでも、本稿で挙げている2作品よりも著しく残虐性が高い作品であると考えられる。

16) 代表例として、「おねがい☆ティーチャー」および「おねがい☆ツインズ」の舞台である長野県大町市や、「らき☆すた」の舞台である埼玉県春日部市と北葛飾郡鷺宮町に大勢のファンが訪れる現象がある。また、柿崎俊道（2005）もガイドブックとして定評がある。

引用・参考文献

- 鮎川潤（1988）「少年非行とマスメディア」（仲村祥一編（1988）『犯罪とメディア文化』有斐閣:69-109）
- 江橋崇（1981）「自主規制」（奥平康弘編（1981）『青少年保護条例・公安条例』（条例研究叢書7）学陽書房:147-158）
- 柿崎俊道（2005）『聖地巡礼—アニメ・マンガ12ヶ所めぐり』キルタイムコミュニケーション
- 片野利彦（2008）「放送界への行政指導にみる放送倫理と「自主規制」に関する考察」（『白山社会学研究』第15号:23-36）
- 河合幹雄（2004）『安全神話崩壊のパラドクス—治安の法社会学』岩波書店
- 久保大（2006）『治安は本当に悪化しているのか』公人社
- 小関三平（1973）「エロ・グロ・ナンセンス」（仲村祥一編（1973）『現代娯楽の構造』文和書房:169-200）
- 坂本章編（2006）『ひぐらしのなく頃に—公式キャラクター&アナライズブック』ジャイブ
- 坂本章編（2008）『ひぐらしのなく頃に解—公式キャラクター&サマリーブック』ジャイブ
- 中河伸俊・永井良和編（1993）『子どもというレトリック—無垢の誘惑』青弓社
- 仲村祥一編（1973）『現代娯楽の構造』文和書房
- 仲村祥一編（1988）『犯罪とメディア文化』有斐閣
- 橋本健午（2002）『有害図書と青少年問題—大人のオモチャだった“青少年”』明石書店
- 放送倫理・番組向上機構（2007）『BPO報告』NO.53:15
- 福島章（1992）『マンガと日本人—“有害”コミック亡国論を斬る』日本文芸社
- 藤本哲也（1991）「最近の青少年をめぐる有害環境の浄化と規制」（『警察学論集』Vol.44, No.11:18-56）
- 毎日新聞社デジタルメディア局編（2008）『まんたんブロード』（2008年6月号）毎日新聞東京本社
- ランアンドガン編（2007）『School Days・TV Anime・公式ガイドブック』ジャイブ